

代表質問(要旨)

公的年金からの住民税天引きは消えた税金問題にならないか

市町村の適正な徴収と丁寧な周知に努める

議員(民主) 来年十月より

公的年金から住民税が天引きされる。信頼ゼロの社会保険庁が絡むだけで年金受給者は消えた税金問題にならないか心配である。県民に対し後期高齢者医療制度の天引き開始時の混乱を踏まえ丁寧に説明すべきと考えるが、知事の所見を伺う。

町村に対し、説明会や応答事例集の配布などを行っているが、今後は制度導入の意義を様々な媒体を活用して丁寧に周知していく。

知事 市町村が住民税額を算定の上、納税者などに通知するため、適正な徴収が

議員 後期高齢者医療制度の開始により、高齢者だけでなく、すべての世代の医療制度に対する信頼は失われた。医療の枠組みから高齢者を切り離すのは根本的に間違っている。一度元に

ドクターヘリ導入検討の見通しは年度内を目途に県としての考え方を示したい

議員(公明) ドクターヘリ導入検討委員会では、目標時期を明確にし検討すべきと考えるが、検討状況と今後の見通しは。

議員 茨城空港は、国内路線の就航見込みがない中では、日本初の本格的な格安航空会社(LCC)対応空港という、発想の大転換が必要と考えるが。

知事 本年七月に専門家からなる委員会を設置し、本格的な検討を開始した。本県独自のヘリの導入を進めるべきとの意見が多い一方、基地病院の位置、運用に必要な人材や受入病院の確保

知事 昨今の航空情勢を踏まえ、当初の青写真を大きく修正し、新たなビジネスモデルを打ち立てるべく努力している。具体的には、首都圏で需要の大きい国際線、特にLCCの受け皿として、十分活用が期待されると考え、ターミナルビルの構造をシンプルにし、運航コストを低減できる工夫をした。交通アクセスについても東京駅やTXつくば駅への直行バス運行に関し、バス事業者と協議を行っている。

議員 日製日立総合病院が産婦人科医師の確保の問題から来年四月以降の分娩予約の一時停止を公表した。万が一の場合の影響は多大だが、県の取り組みは。

知事 先般、病院長と日上市長に県も同行し、派遣元の大学に医師の継続派遣を強く要請したが、大学病院でも産科医が不足するなど、処遇改善だけでは解決できない側面もあり、大変厳しい状況と認識している。交渉の状況に応じ適切な支援をするともに、県産婦人科医会及び周辺市町村とも連携し、県北地域の周産期医療体制を維持できるように全力を尽くしていく。(ほかに、特別職の



後期高齢者医療制度の広報資料(茨城県後期高齢者医療広域連合のホームページに掲載)



本県が千葉県と共同利用しているドクターヘリ

退職手当と資産公開の見直し、長寿医療制度の課題なども質問)

知事 本制度により、国保世帯の75%の保険料が減額されていることなどから、老人保健制度に戻ることによって一気に問題が解決される状況にはない。医療保険制度については国民皆で

議員 本県では、六十五歳以上七十五歳未満の重度障害者は、後期高齢者医療制度に加入しなければマル福の医療費助成を受けられなくなった。家族と高齢の障害者を切り離したと言われ

てもやむを得ない。他県では見直しの動きも出ており、本県も元の姿に戻すべきと考えるが、所見を伺う。

知事 従前は一割の患者負担の下でのマル福助成であったが、本制度に加入しない場合、患者負担は三割となり、県財政の大幅な負担増が生じることなどから市町村の意見もよく聞いて制度加入を要件とした。現在は現行制度維持を支持する市町村の声が大半だが、他県の見直しの動きも勘案し今後制度のあり方を検討していきたい。

(ほかに、国保連のけじめ、ワークライフバランスなども質問)

- 教育予算の拡充を求める意見書
- 教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させるため、次の事項を実現されるよう、強く要望する。
- 1 きめ細かい教育の実現のために、第八次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を策定すること。
 - 2 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
 - 3 学校施設整備費、就学援助・奨学金など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。
 - 4 教職員の人材確保のため、教職員給与の財源を確保・充実すること。
- 国民が安心して信頼できる医療体制の確保に関する意見書
- 喫緊の課題である医師不足への早急な対策とともに、現在の医療資源を有効に活用するための医療提供体制や医療保険制度のあり方等、国民が安心・信頼のできる医療体制の確保が求められており、次の事項について早急を実現することを強く要望する。
- 1 地域の実態を十分考慮した医療提供体制の整備を図ること。
 - 2 地域医療の提供体制の確保にあたって必要な財政措置を講ずること。
 - 3 医療保険制度の改革を進め、必要な財源を確保すること。
- 真の地方分権の実現に向け真摯な取り組みを求める意見書
- 第二期の地方分権改革の成否がかかる今こそ、国においては、地方分権の意義、重要性を再認識され、次の事項について真摯に取り組みられるよう強く求めるものである。
- 1 国から地方への権限移譲が達成されるよう、すべての関係省庁は真摯に取り組むとともに、内閣総理大臣は強力なリーダーシップを発揮すること。必要となる財源移譲も一体的に進めること。
 - 2 地方の財源不足に対応して、地方交付税総額を復元・充実すること。
 - 3 地方消費税の充実等を通じて地方税源を強化すること。
 - 4 法人事業税の分割基準の見直し等により、地域間の税収格差の是正を図ること。
- 食の安全・安心の確保に関する意見書
- 国においては、食の安全・安心の確保と信頼の回復を図り、国民の健康を守るため、次の事項について早急に実施されるよう強く要望する。
- 1 輸入食品の検査体制の充実・強化を図ること。
 - 2 ミニマム・アクセスに係る事故の流通過程における不正防止策に対して万全を期すこと。
 - 3 食品表示一元化法を早期に制定するとともに、罰則規定を強化すること。
 - 4 食品表示に関する法律の一元化に合わせて、国と都道府県の役割分担を見直すこと。
 - 5 インターネット販売など、新たな販売形態における食品表示に関する規定を整備すること。
 - 6 食品衛生法におけるポジティブリスト制度において、一律基準が適用されている農薬等に対して残留基準を早期に設定すること。